

役員報酬等支給の基準並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本国民高等学校協会（以下「この法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、使用人を兼務する常勤役員には報酬を支給しない。

- 2 常勤役員に対して支給する報酬等は、報酬及び退職手当とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とし、退職手当に当たっては、当該役員の任期に応じて支給することができる。
- 4 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、別表第2「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 3 常勤役員が職員を兼ねる場合は、職員給与規程による職員給与を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月2

5日に支払うものとする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

2 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤役員を退任した後1か月以内に支給する。

3 常勤役員が職員を兼ねる場合は、職員の退職給与等に関する規程による退職金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関に口座振込の方法により支払うことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本国民高等学校協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月27日から施行する。

<別表第1 常勤役員の報酬月額>

- ・ 理事長 25万円までの範囲内
- ・ 常任理事 20万円までの範囲内
- ・ 理事 18万円までの範囲内

<別表第2 常勤役員退職手当の算出要領>

第1条 常勤役員が退職し、又は死亡した日における給与月額に次の各号の勤続期間の区分に従い、当該各号に定める割合に乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 勤続期間1年以上2年以下100分の50
- (2) 勤続期間3年以上10年以下100分の60
- (3) 勤続期間11年以上20年以下100分の65
- (4) 勤続期間21年以上100分の70

2 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間とする。

3 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。

4 前項の規定による在職期間のうち、休職その他これに準ずる事由により現実に職務を執ることを要しない期間があった月のあったときは、その月数の2分の1(1月に満たない端数を生じた場合にはこれを切り捨てた数)に相当する月数を前項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 前3項の規定により計算した勤続期間に1年未満(在職期間1年未満は除く。)の端数があるときは、その端数は月割をもって計算し1月未満は、これを切り捨てる。